

(資料5) 邑久光明園資料

歴史的建造物等保存対象リスト (邑久光明園)

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
1	a, d	a	c	恩賜会館 【用途】講堂 【建設年】昭和16年11月 【構造】木造 【規模】地上1階 【面積】延べ面積：181㎡ 【履歴】 昭和15年貞明皇太后の施設改善拡充のための御下賜金を基として、大阪府を初め2府10県の連合府県より資金を集めて建てられた。	自治体職員と入所者との懇談会場及び入所者間のレクリエーション施設として使用している。 史跡として見学者に開放している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。 また、講堂及び懇親の場として使用していきたい。	邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画で「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び本市総合計画の基本計画で「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考える。	2,970千円	現在補修の必要な箇所はないが、10年から15年後屋根及び外壁の補修が必要となると思われる。	平成31年3月有形文化財登録
2	a, d	a	c	奉安殿 【用途】社殿 【建設年】昭和18年3月 【構造】鉄筋コンクリート造 【規模】地上1階 【面積】延べ面積：3.6㎡ 【履歴】 昭和16年7月貞明皇太后より写真及び苗木が下賜され、昭和18年3月奉安殿が竣工し、同年6月の貞明皇太后の誕生日である25日に「皇太后陛下御写真奉安式」が挙行された。	社殿として使用している。 史跡として見学者に開放している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	同上	-	同上	平成31年3月有形文化財登録

保存決定済

保存決定済

歴史的建造物等保存対象リスト（邑久光明園）

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
3	a,b	a	c	物資搬入斜路 【用途】線路 【建設年】昭和13年 【構造】コンクリート造 【履歴】 昭和13年開園当時から昭和48年まで海路で藪池栈橋に搬入された物資を運び上げるために使用していた。	史跡として見学者に開放している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画で「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び本市総合計画の基本計画で「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考える。	—	トラック用のレール保護措置が必要	平成31年3月有形文化財登録
4	a	a	c	瀬溝の栈橋 【用途】栈橋 【建設年】昭和13年 【構造】石造 【履歴】 対岸の虫明瀬溝地区と長島の邑久光明園の渡し場として利用された。	史跡として見学者に開放している。	国	同上	同上	39,600千円	路面端部の補修が必要	平成31年3月有形文化財登録
5	a,d,e	a	c	裳掛小・中学校第三分校 【用途】学校 【建設年】昭和14年4月 【構造】木造 【規模】地上1階 【面積】延べ面積：238㎡ 【履歴】 裳掛小・中学校第三分校は光明学園として子供の入所者の勉学のため昭和14年4月双葉寮のすぐ近く庭を隔てたところに開校された。	資料館として使用している。 史跡として見学者に開放している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。 また、資料館として充実していくようにしたい。	同上	—	現在補修の必要な箇所はないが、10年から15年後屋根及び外壁の補修が必要となると思われる。	平成31年3月有形文化財登録

歴史的建造物等保存対象リスト（邑久光明園）

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
6-1	a,c,e	a	少年・少女舎	<p>【用途】住居</p> <p>【建設年】昭和14年3月</p> <p>【構造】木造</p> <p>【規模】地上1階</p> <p>【面積】延べ面積：471㎡</p> <p>【履歴】</p> <p>昭和14年3月竣工し、同年6月双葉寮として運用を開始した。</p> <p>入室している児童は、満16歳になると双葉寮から一般寮に移っていった。</p> <p>昭和27年児童の増加に対応するため、増築され現在のコの字型になった。</p> <p>最も多いときには、71名が暮らしていたが、次第に減少し、昭和37年中学校の閉校後は、昭和39年より昭和50年頃まで女子寮として使用された。</p>	劣化が激しく現在は使用していない。 史跡として見学者に開放している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画で「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び本市総合計画の基本計画で「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考える。	226,670千円	生活の実態を伝える施設として残すためには一度解体し、既存の材料を可能な限り使用して復元する必要がある。	
6-2	a,c,e	a	面会所	<p>【用途】面会所</p> <p>【建設年】昭和13年</p> <p>【構造】木造</p> <p>【規模】地上1階</p> <p>【面積】延べ面積：112.6㎡</p> <p>【履歴】</p> <p>開園時にすべての入所者への面会所として建築された。</p>	劣化が激しく現在は使用していない。 史跡として見学者に開放している。	国	同上	同上	120,827千円	同上	

保存決定済

保存決定済

歴史的建造物等保存対象リスト（邑久光明園）

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
7	a	a	a	<p>監禁室及び監視室</p> <p>【用途】監禁所 【建設年】昭和14年 【構造】コンクリートブロック造 【規模】地上1階 【面積】延べ面積：62.3㎡ 【履歴】 大正5年療養所長に「懲戒検束権」が附与され、昭和6年には「国立癲癪養所患者懲戒検束規定」が制定された。これらにより、園長の権限で監禁室の使用が認められ、監禁室が、木尾湾の入り口近くの湾の西側の丘の上に、府県連立光明園として昭和14年新設され、昭和26年まで使用された。現在、監禁室は使用当時の状態を保持しているが、監視室は基礎のみとなっている。</p>	史跡として見学者に開放している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画で「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び本市総合計画の基本計画で「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考える。	—	現在補修の必要な箇所はないが、10年から15年後屋根及び外壁の補修が必要となると思われる。	
				保存決定済							
8	a	a	a	<p>2つの栈橋</p> <p>【用途】栈橋 【建設年】昭和13年 【構造】石造 【履歴】 木尾湾に向かい右側の栈橋は「患者栈橋」と呼ばれ、入所者専用として使用された。一方、左側は、「職員栈橋」と呼ばれ、園の入り口として職員の通勤や来客等の船による玄関として使用された。</p>	史跡として見学者に開放している。	国	同上	同上	患者栈橋 21,405千円 職員栈橋 286,000千円	患者栈橋は石積みが一 部破損しており、補修 が必要。 職員栈橋は、表面に割 れがあり、補修が必 要。	
				保存決定済							

歴史的建造物等保存対象リスト（邑久光明園）

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
9	a,b	a	a	藪池の栈橋 【用途】 栈橋 【建設年】 昭和13年 【構造】 コンクリート造 【履歴】 昭和13年木造の仮設栈橋から始まり、その後石造りとなり、昭和54年3月鉄筋コンクリートに改修された。	史跡として見学者に開放している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画で「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び本市総合計画の基本計画で「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考える。	352,550千円	表面が割れて欠損しており、補修が必要。	
保存決定済											
10-1	a,d	a	a	西本願寺会館 【用途】 宗教施設 【建設年】 昭和34年3月 【構造】 木造 【規模】 地上1階 【面積】 延べ面積：150.71㎡ 【履歴】 財団法人光明園慰安会により建設、竣工後寄付された。	入所者が宗教施設として使用している。	国	同上	同上	—	現在補修の必要な箇所はないが、10年から15年後屋根及び外壁の補修が必要となると思われる。	
10-2	a,d	a	a	キリスト教会堂 【用途】 宗教施設 【建設年】 昭和35年3月 【構造】 木造 【規模】 地上2階 【面積】 建築面積：167.1㎡ 延べ面積：170.41㎡ 【履歴】 好善社により建設、竣工後寄付された。	入所者が宗教施設として使用している。	国	同上	同上	—	同上	

歴史的建造物等保存対象リスト（邑久光明園）

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
10-3	a,d	a	a	日蓮宗立正会堂 【用途】宗教施設 【建設年】昭和35年3月 【構造】木造 【規模】地上1階 【面積】延べ面積：116.8㎡ 【履歴】 綱脇龍妙師により建設、竣工後寄付された。	入所者が宗教施設として使用している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画で「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び本市総合計画の基本計画で「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考える。	—	現在補修の必要な箇所はないが、10年から15年後屋根及び外壁の補修が必要となると思われる。	
10-4	a,d	a	a	天理教会館 【用途】宗教施設 【建設年】昭和37年11月 【構造】木造 【規模】地上1階 【面積】延べ面積：134.61㎡ 【履歴】 天理教岡山教区により建設、竣工後寄付された。	入所者が宗教施設として使用している。	国	同上	同上	—	同上	
10-5	a,d	a	a	真言宗会館 【用途】宗教施設 【建設年】昭和37年11月 【構造】木造 【規模】地上1階 【面積】延べ面積：130.33㎡ 【履歴】 高野山真言宗備前宗務支所により建設、竣工後寄付された。	入所者が宗教施設として使用している。	国	同上	同上	—	同上	

歴史的建造物等保存対象リスト（邑久光明園）

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
10-6	a,d	a	金光教求信会会堂	<p>【用途】 宗教施設</p> <p>【建設年】 昭和29年12月</p> <p>【移転新築】 昭和61年3月</p> <p>【構造】 鉄筋コンクリート造</p> <p>【規模】 地上1階</p> <p>【面積】 延べ面積：96.92㎡</p> <p>【履歴】</p> <p>宗教法人金光教により移転新築され、その後寄付された。</p>	入所者が宗教施設として使用している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画で「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び本市総合計画の基本計画で「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考える。	—	現在補修の必要な箇所はないが、10年から15年後屋根及び外壁の補修が必要となると思われる。	
11	a,d	a	光明神社	<p>【用途】 神社</p> <p>【建設年】 昭和16年1月</p> <p>【移転新築】 昭和52年8月</p> <p>【構造】 木造</p> <p>【規模】 地上1階</p> <p>【面積】 延べ面積：53.3㎡</p> <p>【履歴】</p> <p>皇紀2600年を記念して、昭和16年、園内東側の丘の松林の中に築かれた。GHQの命令により社殿が撤去されたが、再建の話がもちあがり、昭和29年5月に当初あった現在の宮の段地区に再建された。</p> <p>昭和51年9月台風17号の集中豪雨により藪池地区の建物が甚大な被害を受け、神社を移転し跡地を造成して軽症夫婦舎棟を新築することとなり、昭和52年8月に園内を一望できる高台の現在地に社殿が建設され遷宮された。</p>	園での催事や、入所者が神社として使用している。	その他	同上	同上	—	同上	

歴史的建造物等保存対象リスト（邑久光明園）

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
12	a,b	b	a	<p>納骨堂</p> <p>【用途】納骨堂 【建設年】昭和17年 【更新築】平成5年3月 【構造】鉄筋コンクリート造 【規模】地上1階 【面積】延べ面積：17.56㎡ 【履歴】 昭和17年京都西本願寺連合婦人会からの寄贈により建立された。 当時は戦争中で、物資不足のため「竹筋コンクリート造り」という珍しいものであった。形は六角堂式で屋根には五輪の塔を戴いており平成5年に原型のまま、少し大きく更新築された。</p>	<p>納骨堂として使用している。 見学者には参拝のため開放している。</p>	国	<p>国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。</p>	<p>邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画で「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び本市総合計画の基本計画で「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考える。</p>	—	<p>更新時期を含め更新築を検討中</p>	<p>増築もしくは建て替えの可能性があるため、今回の審議対象からは除外。</p>

歴史的建造物等保存対象リスト（追加審議分）（邑久光明園）

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
13	a,b,c,d	c	しのびづか公園（碑含む）	<p>【用途】公園（墓地）</p> <p>【建設年】平成19年</p> <p>【履歴】</p> <p>入所者は死亡しても、ハンセン病に対する偏見差別により、町の火葬場は使用させてもらえず、園内に設けられた火葬場で同じ入所者の手によって火葬されていた。火葬場は昭和30年に、現在、しのびづか公園がある場所へ移設され、昭和39年には愛生園と共同利用になり、平成12年12月末日まで使用されていた。ご遺骨の残骨はしのび塚に納められている。</p> <p>また、園内にて胎児等標本49体のホルマリン漬けの存在が明らかとなり、鎮魂のため、平成19年4月にそのうち45体※の遺骨を納めた慰霊の碑が建立された。</p> <p>※4体の遺骨は遺族のもとに帰った。</p>	毎年供養祭を実施している。史跡として見学者に開放している。	国	同上	同上	現在ひび割れ等なく早急な補修の必要はなし。	隔離政策がもたらした人権侵害の結果を示す負の歴史の象徴として選定する。	
14	a,e	a	中野婦長殉職碑	<p>【用途】石碑</p> <p>【建設年】昭和17年</p> <p>【履歴】</p> <p>昭和9年の室戸台風で当園の前身である外島保養院※が壊滅した際、5人の入院者の救命に尽力し殉職した「中野鹿尾」看護婦長を悼む多くの入院者や職員の浄財や大阪府の協力により建立された。</p>	史跡として見学者に開放している。	その他	同上	同上	現在ひび割れ等なく早急な補修の必要はなし。	外島保養院の惨事及び入院者のために尽力した看護婦がいたことの証として選定する。	

歴史的建造物等保存対象リスト（追加審議分）（邑久光明園）

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
15	a,e	a	c	ふじ公園の碑 【用途】石碑 【建設年】平成15年 【履歴】 福井県寄贈による図書館「福井文庫」の跡地をふじ公園として整備した際に建立された。	史跡として見学者に開放している。	その他	同上	同上	現在ひび割れ等なく早急な補修の必要はなし。	石碑には自治会運動の歴史が刻まれており、入所者自身の手で人権回復した歴史を記念するものとして選定する。	
16	a,e	a	c	「らい予防法」 違憲国家賠償訴訟勝訴記念之碑 【用途】石碑 【建設年】平成14年 【履歴】 平成10年7月、熊本地裁でハンセン病元患者たちによる国家賠償訴訟が起こされた。原告は90年に及ぶ強制隔離政策によって受けた人権侵害に対し、国（行政）、を相手どり、責任の明確化と人間の尊厳の回復を求めた。3年後の平成13年5月11日熊本地裁が下した判決は、原告の全面勝訴であった。国の隔離政策を断罪し、国会議員の不作為まで問うものであった。翌年、光明園の原告ほか入所者有志によって、建立された。	史跡として見学者に開放している。	その他	同上	同上	現在ひび割れ等なく早急な補修の必要はなし。	国の隔離政策を断罪しハンセン病元患者の尊厳回復が叶った歴史として選定する。	

歴史的建造物等保存対象リスト（追加審議分）（邑久光明園）

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
17-1	a,e	a	藤本とし文学碑	<p>【用途】石碑</p> <p>【建設年】昭和62年</p> <p>【履歴】</p> <p>入所者「故・藤本とし」さんは、昭和25年完全失明の頃より随筆詩作に手を染め、療友の代筆を得て昭和30年から昭和40年の間に機関誌「楓」に多くの佳作を発表。昭和49年に随筆集「地面の底がぬけたんです」として「思想の科学社」より出版。多大の反響を呼び、版を重ねることとなりました。この碑は、その藤本としさんの遺金により建立された。</p>	史跡として見学者に開放している。	その他	同上	同上	現在ひび割れ等なく早急な補修の必要はなし。	国の隔離政策下での入所者の暮らしぶりや日々感じていた思いを伝える作品が生まれた証として選定する。	

対象建造物等：10－1. 西本願寺会館



[建造物の概要]

【用途】 宗教施設

【構造】 木造平屋建て

【建築年】 昭和34年

[現在の状況]

入所者が宗教施設として使用している。

[対象選定の観点]

財団法人光明園慰安会により建設、竣工後寄付された。

隔離生活によって生まれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

老朽化により壁漆喰が傷んでいるため、必要に応じて修繕を行う。

[WGで出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいという自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画
中「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画
中「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると思う自治体の意見がある。

[備考]

対象建造物等：10-2. キリスト教会堂



正面

[建造物の概要]

【用途】 宗教施設

【構造】 木造2階建て

【建築年】 昭和35年

[現在の状況]

入所者が宗教施設として使用している。

[対象選定の観点]

好善社により建設、竣工後寄付された。

隔離生活によって生まれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

老朽化により屋根、外壁が傷んでいるため、必要に応じて修繕を行う。

[WGで出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいという自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画
中「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画
中「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると思う自治体の意見がある。

[備考]

対象建造物等：10－3. 日蓮宗立正会堂



正面

[建造物の概要]

【用途】 宗教施設

【構造】 木造平屋建て

【建築年】 昭和35年

[現在の状況]

入所者が宗教施設として使用している。

[対象選定の観点]

綱脇龍妙師により建設、竣工後寄付された。

隔離生活によってうまれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

令和5年9月に雨漏修繕工事を行っている。

老朽化により屋根、外壁が傷んでいるため、必要に応じて修繕を行う。

[WGで出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいという自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画
中「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画
中「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると思う自治体の意見がある。

[備考]

対象建造物等：10－4. 天理教会館



[建造物の概要]

【用途】 宗教施設

【構造】 木造平屋建て

【建築年】 昭和37年

[現在の状況]

入所者が宗教施設として使用している。

[対象選定の観点]

天理教岡山教区により建設、竣工後寄付された。

隔離生活によってうまれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

老朽化により屋根、外壁が傷んでいるため、必要に応じて修繕を行う。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいという自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画
中「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画
中「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると思う自治体の意見がある。

[備考]

対象建造物等：10－5. 真言宗会館



[建造物の概要]

【用途】 宗教施設

【構造】 木造平屋建て

【建築年】 昭和37年

[現在の状況]

入所者が宗教施設として使用している。

[対象選定の観点]

高野山真言宗備前宗務支所により建設、竣工後寄付された。

隔離生活によってうまれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

老朽化により屋根、外壁が傷んでいるため、必要に応じて修繕を行う。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいという自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画
中「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画
中「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると思う自治体の意見がある。

[備考]

対象建造物等：10－6. 金光教求信会会堂



[建造物の概要]

【用途】 宗教施設

【構造】 鉄筋コンクリート造平屋建て

【建築年】 昭和29年

[現在の状況]

入所者が宗教施設として使用している。

[対象選定の観点]

宗教法人金光教により建設、竣工された。

軽症者棟新築のため、昭和61年3月宮の段地区より現在地に移転新築

宗教法人金光教により移転新築され、その後寄付された。

隔離生活によってうまれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

令和5年3月に屋根補修を行っている。

老朽化により外壁が傷んでいるため、必要に応じて修繕を行う。

[WGで出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいという自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画

「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると思う自治体の意見がある。

[備考]

対象建造物等： 1 1. 光明神社



光明神社正面



光明神社社殿



裏手の祠



破損箇所

[建造物の概要]

【用途】 神社

【構造】 木造

【建築年】 昭和16年（移転新築：昭和52年）

[現在の状況]

園での催事や、入所者が神社として使用している。

[対象選定の観点]

昭和15年初代天皇の神武天皇即位を元年とする皇紀2600年を記念して、当時は園内東側の丘の松林の中に築かれ、昭和16年1月31日に鎮座祭が行われた。その後、昭和21年2月23日GHQの命令により社殿が撤去されたが、昭和25年に再建の話がもちあがり、外島保養院創立45周年にあたる昭和29年5月22日に当初あった現在の宮の段地区に再建された。昭和51年9月台風17号の集中豪雨により藪池地区の建物が甚大な被害を受け、神社を移転し跡地を造成して軽症夫婦舎棟を新築することとなり、昭和52年8月25日に園内を一望できる高台の現在地に社殿が建設され遷宮された。

隔離政策によって生まれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

現在神社については早急な補修の必要な箇所はないが、今後、屋根の補修が必要となると思われる。神社の裏手にある祠については補修が必要で、令和6年3月に修繕を行っている。(写真の赤丸部分)
(2,486千円)

[WGで出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいという自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画中「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与するとなると言う自治体の意見がある。

[備考]

対象建造物等：納骨堂



納骨堂正面



納骨堂納骨室入口



納骨堂南側

[建造物の概要]

【用途】納骨堂

【建築年】昭和17年

[現在の状況]

納骨堂として使用している。

見学者には参拝のため開放している。

[対象選定の観点]

昭和17年京都西本願寺連合婦人会からの寄贈により建立された。

当時は戦争中で、物資不足のため「竹筋コンクリート造り」という珍しいものであった。

平成5年に原型のまま、少し大きく更新築された。

療養所の運営等に関するものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

平成30年に外壁等塗装を行っている。

令和5年7月に外壁等塗装を行っている。(3,058千円)

令和5年9月に、石材プレートの修繕を行っている。(454千円)

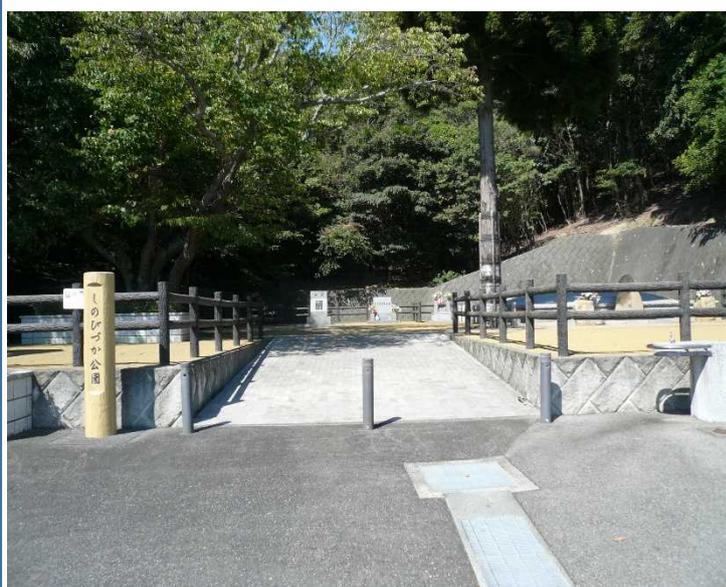
現在、更新時期を含め更新築を検討中である。(令和10年度整備予定にて検討中)

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び本市総合計画の基本計画中「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考える。

[備考]

対象建造物等：13.しのびづか公園



しのびづか公園外観



慰霊碑



しのび塚

[建造物の概要]

【用途】公園（墓地）

【建築年】平成19年

[現在の状況]

毎年供養祭を実施している。

史跡として見学者に開放している。

[対象選定の観点]

- ・ 隔離政策の状況を伝えるもの
 - ・ 入所者は死亡しても、ハンセン病に対する偏見差別により、町の火葬場は使用させてもらえず、園内に設けられた火葬場で同じ入所者の手によって火葬されていた。火葬場は昭和30年に、現在、しのびづか公園がある場所へ移設され、昭和39年には愛生園と共同利用になり、平成12年12月末日まで使用されていた。ご遺骨の残骨はしのび塚に納められている。
- また、園内にて胎児等標本49体のホルマリン漬けの存在が明らかとなり、鎮魂のため、平成19年4月にそのうち45体※の遺骨を納めた慰霊の碑が建立された。
- 隔離政策がもたらした人権侵害の結果を示す負の歴史の象徴として選定する。

※4体の遺骨は遺族のもとに帰った。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

職員が日々公園内の清掃を行っている。

現在のところ、ひび割れ等もなく、早急な補修の必要性は低いと思われる。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいと言う自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画
中「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画
中「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

[備考]

対象建造物等： 1 4. 中野婦長殉職碑



中野婦長殉職碑外観①



中野婦長殉職碑外観②



碑から見た風景

[建造物の概要]

【用途】石碑

【建築年】昭和17年

[現在の状況]

史跡として見学者に開放している。

[対象選定の観点]

- ・当該療養所以外には同種の史跡が残存しないもの／隔離政策の状況を伝えるもの
 - ・昭和9年の室戸台風で当園の前身である外島保養院※が壊滅した際、5人の入院者の救命に尽力し殉職した「中野鹿尾」看護婦長を悼む多くの入院者や職員の浄財や大阪府の協力により建立された。
- ※外島保養院は、ハンセン病に対する偏見により各地で建設反対運動が起きたため、海拔0メートルの湿地帯に建設せざるをえなかった。
- ・中野看護婦は、昭和9年に外島保養院に就職したばかりであったが、既に院内の多くの人々から慕われていた。室戸台風上陸時、中野看護婦は入所者の不安をやわらげるため早朝から出勤しており、避難が決まると台風の影響による津波が迫っていたにも関わらず海の中に飛び込み5人の入院者を救助し、更に1名の盲目の入院者を救助している最中に発生した大きな波に飲み込まれ、その数日後にご遺体が発見された。中野看護婦の殉職を受け、時を移さず婦長昇格が発表された。

外島保養院の惨事及び入院者のために尽力した看護婦がいたことの証として選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

現在のところ、ひび割れ等もなく、早急な補修の必要性は低いと思われる。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいと言う自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画中「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

[備考]

対象建造物等：15. ふじ公園の碑



ふじ公園の碑外観



ふじ公園外観



ふじ公園の碑（裏側）

[建造物の概要]

【用途】石碑

【建築年】平成15年

[現在の状況]

史跡として見学者に開放している。

[対象選定の観点]

- ・当該療養所以外には同種の史跡が残存しないもの／隔離政策の状況を伝えるもの
- ・福井県寄贈による図書館「福井文庫」の跡地をふじ公園として整備した際に建立された。石碑には自治会運動の歴史が刻まれており、入所者自身の手で人権回復した歴史を記念するものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

現在のところ、ひび割れ等もなく、早急な補修の必要性は低いと思われる。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいという自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画で「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画で「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると思われる自治体の意向がある。

[備考]

対象建造物等：16. 「らい予防法」違憲国家賠償訴訟勝訴記念之碑



[建造物の概要]

【用途】石碑

【建築年】平成14年

[現在の状況]

史跡として見学者に開放している。

[対象選定の観点]

- ・当該療養所以外には同種の史跡が残存しないもの／隔離政策の状況を伝えるもの
- ・平成10年7月、熊本地裁でハンセン病元患者たちによる国家賠償訴訟が起こされた。原告は90年に及ぶ強制隔離政策によって受けた人権侵害に対し、国（行政）、を相手どり、責任の明確化と人間の尊厳の回復を求めた。3年後の平成13年5月11日熊本地裁が下した判決は、原告の全面勝訴であった。国の隔離政策を断罪し、国会議員の不作為まで問うものであった。翌年、光明園の原告ほか入所者有志によって、建立された。

国の隔離政策を断罪しハンセン病元患者の尊厳回復が叶った歴史として選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

現在のところ、ひび割れ等もなく、早急な補修の必要性は低いと思われる。

[WGで出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。

また、資料館として充実していくようにしたいと言う自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画中「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

[備考]

対象建造物等： 17. 藤本とし文学碑



藤本とし文学碑（正面）



藤本とし文学碑（裏側）

[建造物の概要]

【用途】 石碑

【建築年】 昭和62年

[現在の状況]

史跡として見学者に開放している。

[対象選定の観点]

- ・当該療養所以外には同種の施設が残存しないもの／隔離政策の状況を伝えるもの
- ・入所者「故・藤本とし」さんは、昭和25年完全失明の頃より随筆詩作に手を染め、療友の代筆を得て昭和30年から昭和40年の間に機関誌「楓」に多くの佳作を発表。昭和49年に随筆集「地面の底がぬけたんです」として「思想の科学社」より出版。多大の反響を呼び、版を重ねることとなりました。この碑は、その藤本としさんの遺金により建立された。
- ・随筆集「地面の底がぬけたんです」では、療養所での入所者の暮らしぶりや、ハンセン病の後遺症を抱えながら暮らす中で日々感じた思いが一人の女性の目線で綴られている。文芸作品とすることで、入所者のみならず一般の方々にも広く読まれる作品となり、入所者の療養所での暮らしぶり、思いについて理解を深める契機となった。
- ・国の隔離政策下での入所者の暮らしぶりや日々感じていた思いを伝える作品が生まれた証として選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

現在のところ、ひび割れ等もなく、早急な補修の必要性は低いと思われる。

[WGで出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいという自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画の中

「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

[備考]

【補足】 4つの石碑について

・ 4つの石碑は、職員の殉職、自治会運動、裁判、文学という様々な背景を持つが、それぞれがハンセン病隔離政策の結果もたらされたものであり、4つの石碑をまとめて歴史的建造物の対象とすることで将来に渡る人権回復の礎となるものである。